



別紙様式2

令和2年8月17日

奈良市議会議長 三浦教次様

回答者 総合政策部長 真銅正宣  
総務部長 吉村啓信

### 文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく三橋和史議員の文書質問について、次のとおり再回答します。

質問事項	2 総合政策部において実施している重要施策等の効果検証について
回答内容	<p>総合政策部では総合政策課企画政策係において、条例及び規則に規定する分掌事務に基づき、事業・業務担当課とともに市長が示す特命事項及び重要施策の調査研究、企画、推進を図っております。</p> <p>市長就任以来の特命等の指示事項については随時対応しており、また、各分野多岐にわたっていることから、これまでの件数や内容については管理しておらずお示しすることができません。</p> <p>一方、総務部では、議員ご質問の各事業の詳細な取組や各項目の達成度及び具体的な効果について、事業見直しや行財政改革の中で実施しており、前回の回答で財政状況と健全化の計画に関連したこれまでの取組として効果をお示しいたしました。</p>

(担当課：総合政策課、財政課)

受理日	2年8月17日
-----	---------



別紙様式 2

令和 2 年 8 月 1 7 日

奈良市議会議長 三 浦 教 次 様

回答者 総合政策部長 眞 銅 正 宣

## 文 書 質 問 回 答 票

奈良市議会基本条例第 2 1 条第 1 項の規定に基づく三橋和史議員の文書質問について、次のとおり再回答します。

質問事項	5 会計年度任用職員制度等について
回答内容	<p>会計年度任用職員制度導入以前における非正規職員の任用について、地方公務員法第 1 7 条に規定する「職員の職に欠員が生じた場合」に関して不適切な任用があることから、法的根拠に関する見解を明確にされたいとのご指摘についてです。</p> <p>非正規職員の任用にあたって、会計年度任用職員制度導入以前においては、「奈良市パートタイム職員に関する規則」・「奈良市非常勤嘱託職員に関する規則」・「奈良市臨時職員に関する規則」・「奈良市報酬及び費用弁償に関する条例」により任用を行っており、職員数の推移は別紙のとおりです。</p> <p>パートタイム職員及び非常勤嘱託職員は、「奈良市パートタイム職員に関する規則」及び「奈良市非常勤嘱託職員に関する規則」を拠り所とし、地方公務員法第 1 7 条に基づき「職員の職に欠員が生じた場合」に任用されるものです。</p> <p>逐条解説によると、本来、地方公務員法は「職」を前提としてこれに具体的な人を充てることを基本的な考え方としており、「職員の職」とは、個々の職員に割り当てられる仕事のまとまり</p>

をいうもの、とされています。なお、この「職」をどのように決定し分類するかは、原則として地方公共団体の自律に委ねられており、市町村については全く任意とされています。

また、「欠員が生じた場合」とは、職員の任命を予定しうる地位に現に人が充てられていない状態であると理解されるものであり、補職等が欠員となっているような明白な場合はともかく、係員の補充や非正規職員の採用などの場合には個々の事案について具体的に判断するほかないとされています。

本市としましては、仕事の割り振りの中で正規職員以外でも担える業務については、パートタイム職員や非常勤嘱託職員を任用しており、それが常態的となっているものもごさいますが、そのような非正規職員についても、いわゆる「職員の職に欠員が生じた場合」にあたるかと考えております。

また、臨時職員は、「奈良市臨時職員に関する規則」を拠り所とし、地方公務員法第22条第5項に基づく任用であり、特別職非常勤職員は、「奈良市報酬及び費用弁償に関する条例」を拠り所とし、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく任用となります。

本市では上記の運用をしていましたが、国でも指摘されているように、地方公共団体によっては任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、任用に関する制度が不明確であることから、会計年度任用職員制度が示されたところであり、本市においても令和2年度より会計年度任用職員制度の規定を設け、その運用を改めたところです。

会計年度任用職員制度導入以後における当該制度の運用方針についてですが、国において、会計年度任用職員・臨時的任用職員・特別職非常勤職員の任用根拠が明確にされたことから、それぞれの区分に整理し、任用することとなります。

臨時的任用職員については、緊急の場合などに、常勤職員に欠

員を生じた場合に任用するものです。

特別職非常勤職員については、専門的な知識経験又は識見を有し、助言、調査等を行うものに要件が厳格化されており、その要件に該当する場合に任用するものです。

会計年度任用職員は、厳しい財政状況の中、効果的・効率的な組織運営を目指して、就けようとする職の職務の内容や勤務形態等に応じて、それぞれの職の必要性を吟味し、任用しようとするものです。単に業務の期間や継続性のみによって判断されるものではなく、業務の内容や責任の程度などを踏まえた業務の性質により判断されるもので、本市の実態に即して任用の判断を行ってまいります。

(担当課：人事課)

受理日

2年8月17日

臨時職員・嘱託職員の数の推移（平成21年度から平成30年度）

担当：人事課

（単位：人）

	任用根拠			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
パートタイム職員 （時間給）	地公法第17条	奈良市パートタイム職員 に関する規則 第2条	（次員）	43	80	94	129	165	146	180	243	276	335
			（次員以外）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非常勤嘱託職員 （月額）	地公法第17条	奈良市非常勤嘱託職員に 関する規則 第3条	（次員）	276	278	308	326	335	370	388	420	430	428
			（次員以外）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時職員 （日額・月額）	地公法第22条第5項 等	奈良市臨時職員に関する 規則 第3条		423	620	611	626	637	600	636	824	874	1,001
特別職非常勤職員	地公法第3条第3項 第3号	奈良市報酬及び費用弁償 に関する条例等		28	31	31	34	34	38	37	37	61	66

備考)

- ① 人数は各年度の4月1日現在の職員数で計上している（企業会計は除く）
- ② 任用根拠毎に分類。



別紙様式2

令和2年8月17日

奈良市議会議長 三浦教次様

回答者 危機管理監 國友 昭

## 文書質問回答票

奈良市議会基本条例第2.1条第1項の規定に基づく三橋和史議員の文書質問について、次のとおり再回答します。

質問事項	6 新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛要請等の意思決定について 7 新型コロナウイルス感染症対策としての市役所の窓口の閉鎖について 8 新型コロナウイルス感染症対策としての施策の実施決定における手続の履践について
回答内容	6 新型コロナウイルス感染症につきましては、国の役割といたしまして、政府の対策本部会議において綿密なデータによる科学的分析、専門家会議の見解、提言を踏まえた検討などから、国民への情報発信、注意喚起等を講じているものと認識をしております。一方で、市民に最も近い基礎自治体の役割といたしましては、根拠となる数値、計算に係る方程式、学術論文等による科学的根拠を見出すことよりも、国や県からの情報等をもとに、本市の置かれている状況を勘案し、市民生活への影響を考慮しながら可能な限りの感染防止策を迅速に決定し講じることが最優先であると考えており、本市といたしましては、通勤・通学など、本市と密接な関係にある大阪府に対する緊急事態宣言発令により、「市民への不要不急の外出自粛の呼びかけ」を行ったものです。

7

先に回答いたしましたとおり、本市におきましては市民生活への影響を考慮しながら可能な限りの感染防止策を迅速に決定し講じることが最優先であると考え、その方策のひとつとして「窓口業務の大幅縮小」を行ったもので、令和2年4月21日に開催された第4回奈良市新型コロナウイルス対策本部におきまして、協議の上決定したものです。

「窓口業務の大幅縮小」につきましては、お急ぎの手続については窓口で柔軟に対応するなど、窓口の閉鎖、業務の停止を行ったものではなく、通常業務を継続しながら来庁による感染リスクを抑制する方策として行うものであることから、これを否とする法令等はないものと認識しております。

8

奈良市新型インフルエンザ等対策本部条例第3条第2項におきまして「本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員、奈良県の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。」と定めておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症における本市の感染状況においては、綿密なデータ分析や外部の専門家の意見、提言を得るよりも、各部局が所管、関係する業務の中で迅速な対策を講じることが最優先であると考え、同条例第2条に定める本部長、副本部長、医師である保健所長を含む本部員等により、協議を行ったものです。

なお、出席者の発言内容を記録したものはございません。

(担当課：6、8 危機管理課 7 危機管理課・法務ガバナンス課)

受理日

2年8月17日



別紙様式2

令和2年8月17日

奈良市議会議長 三浦教次様

回答者 総務部長 吉村啓信

### 文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく三橋和史議員の文書質問について、次のとおり再回答します。

質問事項	9 宿泊税の調査研究及び審議について
回答内容	<p>宿泊税の検討においては、法的根拠を有し、税制に関する高度な専門知識を有する専門家が加わった附属機関における審議を経る必要があるとの意見要望について、今回の宿泊税検討においては、アンケートなどの調査や高度な専門知識を有する税制の専門家を入れての検証、検討作業までは至っていません。</p> <p>今後、法定外税の検討を行うに際しては、広く関係者の理解を得られるよう、奈良市附属機関設置条例に基づく委員会設置も含めて、その進め方については十分な検討が必要であると考えているところです。</p>

(担当課：市民税課)

受理日	2年8月17日
-----	---------